



栃木市マスコットキャラクター
とち介

農業委員会だより とちぎ

2020.7.1
第14号

発行：栃木市農業委員会
編集：農業委員会だより編集委員会
電話：0282-21-2393



4月 種なし巨峰の摘粒作業の様子・(左上)5月 着色始め

目次

農業委員視察研修を実施しました…	P2
農業者との意見交換会を開催…	P2
家族経営協定を結びませんか…	P3
獣害対策について…	P4
農業委員会からのお知らせ…	P5.6
頑張ってます! Agrist…	P7.8
季節の郷土料理…	P7
編集後記…	P8

大平町西山田に位置する大平ぶどう団地の果樹園は約60軒あり、栽培面積の合計は約70haです。観光販売と市場出荷をしています。

巨峰を中心に多くの品種が栽培されており、特に近年の人気からシャインマスカットの収穫量が増えてきています。宅配の便利さから、親戚や知人へ旬のぶどうを送る方々も増えていて、ぶどう狩りシーズンには県内外から多くの人々が訪れ、大変にぎやかです。

Iターンや新規就農者も年々増加していて、産地として活気にあふれています。

《取材：小林真理子 委員》

農業委員の先進地視察

研修を実施しました

2月4日、栃木市農業委員は、市、農業委員会、JA三者が提携し、「都市農業支援センター」を設置し都市農業の支援に力を入れ、また農地情報公開システムを利用した活動を行っている神奈川県厚木市農業委員会を訪ね、どのような活動をしているか視察研修してきました。

「厚木市都市農業支援センター」は、農業に関する諸問題解決に向けて平成26年4月に開設されました。農業に関する相談窓口を一元化し、様々な相談に対応しています。主な取り組みは、農業に関する様々な相談、新規就農者等の相談・支援、農地の有効利用に関する相談、農業生産環境整備の相談、農作業受委託や農業機械レンタル相談、鳥獣被害対策の相談、地産地消の推進と6次化への相談・支援などです。

同市は、農地情報公開システムを活用し、情報を効率よく管理、公表することで農地利用の最適化を推進していました。非農地判断する際の資料の作成や、農地面積の集計など短時間に行い効率化が図られています。遊休農地化を未然に防ぐため、農業委員、推進委員が意見を出し合い「農地情報見える化プロジェクト」を立ち上げ、活動を開始したそうです。推進委員と連携



し、作付けできず肥培管理のみしている農地所有者の意向調査し、その情報を「全国農地ナビ」や市ホームページで閲覧できるようにしています。またJAの窓口にも、印刷した農地の地図と情報を掲示し、その結果1.78haの賃借実績があったそうです。農地に関する情報を分かりやすく「見える化」することで、多くの貸し借りにつながったそうです。

研修後、意見交換会では多くの質問が来て、有意義な時間でした。地域の条件は違いますが農業委員として農地利用最適化の推進に対する使命感には、とても刺激をうけました。今回研修したことを生かし、今後の活動の参考にしていきたいと思っています。

(石塚一彦 委員)

農業者との意見交換会

を開催しました

2月21日、市役所正庁において農業関係者と農業委員会との意見交換会を開催しました。

会場では様々な意見を賜り、農地の利用集積については、当委員会、農業公社、農地中間管理機構により、一定の集積成果を上げているものの、まだまだ課題は多いと実感しました。

特に、中山間地域といわれる山間部における、土地改良未実施地域の集積は、営農条件面においても不利な状況であるとともに、鳥獣被害や担い手の高齢化により、一層農地の集積は厳しいものがあると感じています。耕作の放棄へとつながらないよう、近隣住民の方と連携していきたいと考えております。

遊休農地の解消については、なんといつでも後継者の育成が急務です。現在の担い手の年齢は60から70代が主流で、10年後を考えると、担い手不足による耕作放棄地の更なる拡大が懸念される事態となりがねません。

担い手となりうる若い後継者たちが安定した収入を得るためには、まずは農地の集積を図り、一定の収入が得られるよう土地を確保する必要があります。未利用地や高齢化による離農を考えている農業者の実態を把握し、意欲



ある若手の農業者へ農地のあつせんに努めて参りたいと考えております。

また、魅力ある農業後継者を育成するためには、農作業の省力化も大切な要素となつてきます。高性能機械の導入を促進すべく、農業委員として、関係機関に働きかけていきたいと思っています。

こうした様々な問題を解決するためには、農業委員だけでなく、行政、JA、農業者が一体となって意見交換ができることが解決策の糸口となると思っています。その一翼となれるよう、地域の農業者の生の声を農業委員会に取り上げていきたいと思っています。

(毛塚信道 委員)

家族経営協定を結んでみませんか？

農業経営は家族経営が主体となっていることが多く、その家族一人ひとりが、意欲とやり甲斐を持つて経営に取り組んでいくために、これからの目標、役割分担、就業条件などについて話し合い、文書で取り決めることは重要です。

「今さら改めて文章にするなんて」「家族の間でルールを作るなんて」と思いかもしれませんが、家族全員が同じ立場で物事を考えているかと問われると、どうでしょうか。現状のままでもいいのか、より良くする方法はないのか、などを家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

話し合つて初めて分かることがたくさんあるはずです。それを文章に表すことで、我が家の現状が確認でき、家族みんなの理解が深まり、約束を守ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。

家族経営協定を結んで、「魅力ある農業経営」と「楽しい生活」を実現させて下さい。

(長明美 委員)



家族経営協定を結ぶ手順

① 家族で話し合い、お互い考えている事を伝える

経営の現状や今後の経営方針、就業条件、要望など話し合い、日々どのような事を考えているのか伝えましょう。

② 対策、対応を考える

話し合いの内容を踏まえ、問題や課題を解決するのは、どの様な取り組みや方法があるか、考えましょう。

③ 協定を結ぶ

手順①、②を踏まえ、合意を得た内容についての項目を、協定書に盛り込みます。指導機関が立会人になることで、当事者の意識を高める事が出来ます。

④ 定期的に見直しをする

結んだ内容が実行されているか、定期的に見直しをします。後継者が就農や結婚する時期、経営移譲する時期など、ライフステージに合わせて見直しすることが大切です。

女性農業委員で構成する「なでしこ委員会」では、活動のひとつとして、

家族経営協定の啓発、推進をしています。協定書の内容は、労働時間や休日

に関すること、役割分担や報酬など、ご家庭の状況に合せ、様々な内容を盛り込むことが出来ます。家族間のルールを決めていないために、繁忙期に労働時間が長時間になったり、休日がなかなか取れないなど、明文化されていないために発生する問題を防ぐ役割も果たしています。また、家族の状況に変化があった場合には見直すことも可能です。

家族経営協定についてもっと知りたい、協定書の記載例を知りたいなど、ご質問は、なでしこ委員のメンバー又は農業委員会事務局(☎2112393)までお気軽にお問合せください。

家族経営協定締結数

地域別

栃木	大平	藤岡	都賀	西方	岩舟
126	60	46	32	70	65

令和2年3月31日現在

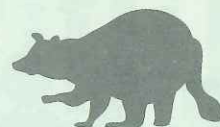
年 月	申請書等 受付締切日	総 会 日
令和2年 7月	令和2年6月30日(火)	令和2年7月22日(水)
8月	7月31日(金)	8月21日(金)
9月	8月31日(月)	9月23日(水)
10月	9月30日(水)	10月23日(金)
11月	11月2日(月)	11月24日(火)
12月	11月30日(月)	12月21日(月)
令和3年 1月	12月28日(月)	令和3年1月22日(金)
2月	令和3年2月1日(月)	2月22日(月)
3月	3月1日(月)	3月23日(火)

令和2年度
栃木市農業委員会
総会等予定表
(7月以降)

※総会の会場、開始時刻等については、市ホームページ等でご確認ください。

野生鳥獣から農地等を守りましょう

野生鳥獣による農業被害や生活環境被害を防止するには、えさと住みかを無くすることが大切です。地域で協力し、対策を行いましょう。また、栃木市には獣害対策に関する補助制度があります。上手に活用して鳥獣被害を防ぎましょう。



獣害対策設備設置費補助金について

1. 対象となる者 市内に住所を有する個人や自治会などの団体
2. 対象となる事業 過去5年以内にこの補助金の交付を受けていない市内の土地に獣害対策設備を設置する事業(災害の場合等例外あり。)
3. 対象となる設備 侵入防止柵(ワイヤーメッシュ柵、電気柵等) 大型わな、小型わな
4. 対象となる経費
 - ・ 上記設備及びその資材の購入に要する必要最低限の経費
 - ・ 設置委託料(個人が設置を委託した場合)または団体設置費(団体が設置した場合)
5. 補助金額 (例) 侵入防止柵の場合(詳細はお問い合わせください。)
 個人-対象経費の2/3以内の額(上限20万円)
 団体-対象経費の9/10以内の額(上限100万円)
6. 補助回数 年1回

*事前申請制度です。必ず設置前にご相談ください。

台風19号で被災した設備の場合、補助上限額が変わる可能性があります。また、5年経過していても補助対象となる場合もありますので、お気軽にご相談ください。

設備の設置後は、適切な管理が必要です。特に団体柵の場合は、「だれが」「いつ」「どのように」管理するのかを話し合い、管理体制を明確にしてから設置してください。

ハクビシン・アライグマ用の小型箱わなを貸し出しています

ハクビシンやアライグマによる被害が増加しています。個人で捕獲することが可能ですが、捕獲には許可が必要となりますので、下記までお問い合わせください。また、農林整備課及び各地域の産業振興課では、捕獲用の小型箱わなの貸出を行っています。数に限りがございますので、希望される方は必ず事前にご相談ください。

野生鳥獣による農作物の被害状況を調査しています

野生鳥獣による農作物被害があった場合は、下記までお知らせください。お寄せいただく情報が、今後実施する被害防止対策を検討する際の重要な基礎資料となります。



栃木市農林整備課獣害対策係 ☎ 0282-21-2289・2387

農地の適正管理をお願いします

農地の適正な管理について

農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農地として有効に利用されていない耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地は、病害虫や雑草の発生源となり、周辺の農地や住宅へ迷惑をかけるばかりでなく、ごみを捨てられるなど生活環境悪化や火災の発生原因となる恐れがあります。

農地の権利を所有する方は、責任を持って耕起・草刈り・除草等を行い、農地の適正管理をお願いします。

農地パトロールの実施について

農業委員会では農地の無断転用や耕作放棄地の発生を防止するため、7月から農地パトロールを実施します。

調査の方法は、農地を見回り、耕作の状況などを見て、「遊休農地（荒廃農地）」になっているかどうかを判断します。その際、農業委員

や農地利用最適化推進委員が農地へ立ち入ることなどがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

遊休農地の課税強化について

農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地所有者等には、11月に利用意向調査を実施します。

この利用意向調査に対し、未回答の方や、自分で耕作する、自分で借り手を探すなどと回答したにも関わらずその通りにしていない場合は、以下の措置（下図参照）が取られ、遊休農地の固定資産税の評価額が通常農地の評価額の約1.8倍となる可能性があります。

なお、利用意向調査において、農地中間管理機構に貸し付けの意向を表明するなど、課税強化の対象とならない場合もあります。

調査票が届いた際には、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

農地法に基づき、遊休農地については以下の措置がなされます。

今年の7～8月頃

農業委員会が全農地の利用状況を確認します。

今年の11月頃

遊休農地の所有者等には、農業委員会から利用意向調査票が届きます。

来年の7～8月頃

表明した意向どおりに実施しているか、農業委員会が確認します。

来年の11月頃

意向どおりに実施していない場合は農業委員会から、農地中間管理機構による遊休農地の借入の協議の勧告が行われます。

再来年の1月1日

勧告を受けている農地は、その納付する年度の固定資産税が1.8倍になります。

相続等で農地を取得した場合には、届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村に届出をお願いいたします。

なお、届出には農地の権利を取得したことがわかる書類が必要となりますので、法務局にて所有権移転登記を済ませた後、土地の登記完了証等を持参の上、農業委員会事務局に届出書の提出をお願いいたします。

（農地の相続等を受けた日からおおむね10ヶ月以内に届出願います。）

この届出は、会社などにお勤めの方が農地を相続した場合など、実際には農業に従事していない方の場合でも必要になります。

農地を取得後、次のような場合には農業委員会にご相談ください。

Q 農業を続ける予定ですが、相続税の軽減などは、受けられますか。

A 農地を相続した本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります。

Q 会社に勤めているので、自分で農作業を行うことは難しいのですが。

A 栃木市農業公社が農地の利用調整のお手伝いを行っていますので、ご相談ください。例えば、依頼により規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

Q 農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

A 自分の所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会にご相談ください。必要な許可や届出をしないまま、売買・貸借・転用をしてしまいますと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。



農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農家のことを

知りつくした農家のための年金です。

～メリット①～ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる

保険料は、月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができ、いつでも見直すことができます。

経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や家計の状況に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。

～メリット②～ 社会保険料控除など税

制面での優遇措置がある

農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額が、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。経営主が、生計を一つにする配偶者や後継者が加入者となっている農業者年金の保険料を支払った時には、その合計額が経営主の所得から控除できます。

国民年金や健康保険の保険料と同じように社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

詳しい内容については、農業委員会事務局(☎2112393)までお問い合わせください。

全国農業新聞購読のご案内



発行日：毎週金曜日

購読料：月700円(送料、税込み)

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

購読のお申し込みは、農業委員または農業委員会事務局(☎2112393)までご連絡ください。

購読者の声

初めての全国農業新聞

私は大学で農学を専攻しましたが、農業と無関係の業種に就職したため、しばらくこの世界から離れておりました。しかし、本誌を機に当時が懐かしく思い出されます。若者の就農支援の情報や新しい栽培技術の記事に感じたり、害獣ばかりでなく観光公害によつて踏みにじられる農家の苦労話に心を痛めたりしながら紙面をめぐつて

います。片隅に載っている薬剤や機械の広告等にも専門誌ならではの味を感じつつ、次の配信を楽しみにしております。

中山 基(会社員 東京都在住)

農業経営者のみなさん 青色申告を始めましょう！

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。税制上のリットもあります。早速取り組んでみましょう。

◎青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます。(申告時期は翌年2～3月)

◎青色申告には「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

・正規の簿記は、複式簿記です。
・簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備することが必要です。

◎青色申告の主なメリット

※青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は最高で65万円、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

※損失の繰越しと繰戻しができます。

損失額を翌年以降3年間(法人は9年間)にわたつて繰り越して、各年分の所得から控除可能です。また、繰越に代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

※農業者年金の保険料補助(最高1万円/月)が受けられます。

※収入保険に加入できます。

加入申請時に青色申告の実績が1年分あれば加入できます。

栃木市農業青色申告会 のご案内

・会員を対象に各種申告書類の書き方・提出について、農業簿記記帳会やパソコン研修会を、各支部単位(栃木・大平・藤岡・都賀・西方・岩舟の6支部)で、年数回開催しております。
・申告時期は、指導員の外に派遣税理士による申告書類の提出指導を行っております。

・青色申告会の会費は、年間7千円です。

詳しい内容については、農業委員会事務局(栃木市農業青色申告会)(☎2112393)までお問い合わせください。

アグリスト 頑張ってます! Agrist(農・業・人)

カッコイ農業を めざして

岩舟町 大塚なえや よしのの ぬみえ
代表 大塚 佳延さん・文江さん(妻)
隆夫さん(父)

以前はタバコと米麦を作っていましたが、18年前の就農を機に野菜苗と直売の野菜を栽培しています。

◎経営状況を教えてください。

私と妻、父、パート1名、シルバー2名で作業をしています。

現在3haの畑にハウス17棟を建て、春に野菜苗10万本、6月から3月にかけて直売の野菜(キャベツ、ブロッコリー、白菜、ネギなど)を栽培しています。

県内のスーパー、農産物直売所、デパート、イベント等で販売しています。



◎農業をやったの喜び、課題を教えてください。

喜びは、イベントなどで直接お客様の声が聞けることです。自分で野菜の値段を決めることができるので、売りがいいがあります。

課題は、天候に左右されるということです。年に1回しか収穫できないので失敗できないというプレッシャーがあります。

◎これからの目標や夢を教えてください。

数年前に、アウトドアブランドのカatalogに掲載していただきました。農作業にはいつも着用しています。見られる農業、カッコイ農業を目指しています。そして、これからも皆さんに喜んでもらえるような苗、野菜を作っていきたいと思います。

《取材：五十畑節子 委員》

季節の郷土料理

日本には古来より菌の力を活用した食品が多くあります。大豆を使った味噌や納豆は、その代表です。私の最近のマイブームの一つが「米麹造り」です。作り方は簡単、綺麗に精米したお米を蒸籠で蒸し、麹菌を均一に満遍なく振りかけ箱に広げ、発酵室のうちに移し麹菌の繁殖を待ちます。2日もすると、お米の表面がふわふわとして白い花のような菌糸に包まれてきます。さらにもう少し置くと、米粒の内部まで菌が食い込んで「破精廻」のしつかりした純白の米麹が出来上がるのです。

この米麹から、麹甘酒、塩麹、醤油麹などが作れます。中でも麹甘酒は、同じお米から出来る日本酒とは異なり、アルコールを含まないため、子供からお年寄りまで皆で飲めます。ブドウ糖、アミノ酸、ビタミンB群が豊富で、栄養価も高いことから「飲む点滴」とも呼ばれています。私もこれから年を重ねても、自家製「米麹」パワーで元気に過ごしたいと思っています。(大島知江子 委員)



アグリスト 頑張ってます! Agrist(農・業・人)

地域に根差した土地 利用型農業をめざして

大平町

永田 誉さん・仁美さん(妻)

久男さん(父)・照子さん(母)



今回は、ご両親と共に土地利用型農業を営んでいる、若き後継者ご夫妻(誉さんは2011年に就農、仁美さんは2017年に就農)にお話を伺いました。

◎経営状況を教えてください。

水稻30ha、麦28ha、大豆10haを耕作しています。消費者の方々に安心安全な農作物を届けるために、低農薬栽培に取り組んでいます。

◎農業をやったの喜び、課題を教えてください。

自分たちの手で一から育てているので、収穫の喜びは格別です。自然や作物が相手なので、労働時間や休日の取り方等がこれからの課題です。

◎これからの目標や夢を教えてください。

【誉さん】農業の担い手不足が予想される中で、地元の土地を守り、地域に貢献していきたいと思っています。また、積極的に機械による作業効率化と省力化及び雇用を導入して、ゆとりある農業と豊かな生活を実現していきたいです。

【仁美さん】初めて農業を経験する中で、健康な体で働くという当たり前のことがとても大切なんだと感じました。健康第一を基本として精一杯努力し、色々な事に挑戦していきたいです。

農業者年金加入を検討中!

趣味は、二人の好きな旅行を楽しんでいます。



《取材：小林真理子 委員》

農業委員会だより編集委員会
委員長 五十畑節子
副委員長 石塚一彦
委員 毛塚信道
委員 大島知江子
委員 泉田裕美
委員 小林真理子
委員 鈴木久美子
委員 長 明美



《編集委員長 五十畑節子》
新型コロナウィルスの影響で不自由な生活が続いています。皆さんも大変な思いをされていると思います。「明けない夜はない」一日も早く終息することを願っています。
これからも、本誌を通して委員会活動をPRしていきます。読者の皆さんからのご意見・ご感想・取材等のご要望をお寄せ頂けると幸いです。

編集後記